

## 27年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨

### I 日時・場所

平成27年7月30日（木）13：50～15：40  
福岡県自治会館1階 101会議室

### II 出席者

- 1 委員 村上英明委員（会長）、遠藤勉委員、貫博喜委員、野田健一委員  
【欠席：深見敦子委員】
- 2 職員 森事務局長、福永事務局次長、鳥巣医療費適正化等担当次長、  
岩隈総務課長、中原事業課長、淺井企画財政担当課長、  
吉永資格保険料担当課長ほか

### III 議事の要旨

- 〔事務局〕（「社会保障・税番号制度への対応（資料1）」について説明）  
〔事務局〕（「特定個人情報保護評価書（案）（資料2）」について説明）  
〔会長〕パブリックコメント募集をホームページで行うということだが、これは一般的な方法なのか。パブリックコメントをホームページで募集するという事前の説明などは、あったのか。  
〔事務局〕パブリックコメントについては、当広域連合のホームページのホーム画面に実施している旨を載せている。また、広域連合の事務所に来庁された方にも閲覧できるようにしている。  
〔会長〕一般の自治体でもホームページを開設しているが、そのホームページにアクセスする方はそれほどいない。パブリックコメント自体は制度として非常に有効なものだと思うが、それを有効に活用できるかが利用者側の問題としてある。一般論としてお聞きするが、他の広域連合でも同じ方法だと理解して良いか。  
〔事務局〕その通りである。  
〔会長〕1ページ目の個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言で、リスクを軽減させるとあるが、これはリスクを軽減してもリスクは残るというイメージがあるが、そのような捉え方で良いか。リスク対策は十分であるという表現の方が標準的であると思うが。  
〔事務局〕リスクを完全にないものとするのがベストだが、そこまで

完璧なものは難しいため、軽減させるという表現となっている。

[会長] 全国的に他の自治体でも軽減という言葉を使うようになっているのか。それとも、当広域連合だけなのか。

[事務局] この評価書自体はリスクがどのようなものがあって、そのリスクを軽減するための措置をどうするかというための評価書の作成となっているため、軽減させるという表現になっている。国から雛型の様式がきているため、全国的に同じ表現となっている。

[委員] 情報が漏れた後はどう対応するかという記載はあるか。

[事務局] この評価書については、国から様式がきており、どのようなリスクがあり、それを軽減するためにどのような措置をとるかということで評価書を作成するということが定められている。実際に漏洩が起きた時にどうするかということについて、この評価書の中には記載する箇所はないが、万が一そのようなことが起きた場合は、適切に対処したい。

[委員] 漏れた後が問題であり、宣言文書には何も意味がないのではないか。

[事務局] 昨今、年金機構の情報漏洩問題が起こっているため、参考までに当広域連合のシステムについて説明させていただく。標準システムにおいて、広域連合のサーバーと市区町村の窓口端末との間には専用回線しかないため、インターネットを介して外部から侵入されることは全くない。当広域連合で様々な事務処理を行っているが、個人情報を扱う事務処理はインターネットを繋いだパソコンでは行っていない。インターネットとは遮断された標準システムの中で事務処理を行っているため、情報漏洩の心配は当広域連合にはないものと考えている。

[会長] 技術的な問題は良いが、委員が聞きたいのは職員や委託先の業者が個人情報を持ち去った場合にどういった対応をとるのかということである。

[事務局] 委託先についてのリスクの措置という条項があり、契約等の中で情報漏洩がないように確認するということで評価書を作成している。

[会長] 26ページの委託の場合、委託先との委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしているが、それは当然の話で、違反した場合にどのような措置を講じるかということを契約書には記載すべきではないか。例えば、損害賠償をどうするかや、もしも違反するとこうなるなどを契約

書に記載するのが普通だと思うが。

〔事務局〕 委託先に契約書でそのような取り交わしを行っており、損害賠償に関する項目もある。

〔会長〕 では、評価書にも損害賠償について記載してはどうか。

〔委員〕 契約する際に違反した場合はどうするのかということをきちんと記載していただきたい。この評価書に宣言を守りますなど記載するよりも違反した場合はどうするという、そのような記載をしておけば守るのではないかと経験上思う。

〔事務局〕 評価書に記載させていただく。

〔会長〕 26ページ「委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」のところで、委託終了時の返還・廃棄について、返還は問題ないが、廃棄は委託先に任せて良いのか。廃棄も委託元が確認する作業が必要なのではないか。返還が原則だろうが、その辺りのルールはどうなっているのか。こちらの大事な情報を預けて、委託先に廃棄してくださいというのは委託先に任せることになるので危ない。その辺はきちんとしたルールを作った方が良いと思う。

〔事務局〕 ハードディスクの廃棄については、ハードディスクを破壊するのを立ち会って確認している。

〔会長〕 そのようなマニュアルができていれば、良いと思う。

〔委員〕 マイナンバー制度に対応するためのシステムの改修は、かなり大規模なものになるのか。

〔事務局〕 今、ご指摘があったように、個人番号が入ることによって、システム的にはかなり大きな改修となる。これは広域連合のみならず、他の地方自治体も含めて一大プロジェクトになる。広域連合については、まず10月に国民に個人番号が付されることによって、年内にセットアップをして、1月から市町村からの個人番号をいただくという形になる。10月から個人番号の取得を開始して、1月以降は広域連合が個人番号を持った状態にして、システムを運用するということになる。ただ、この状態で何ができるかと言うと、例えば個人番号を使っての検索など限られた範囲となる。今後は、資料1の2ページにあるように平成29年7月からは、様々な情報との連携が可能になるため、改めてシステム改修となり、この時にはかなり大きなネットワーク的な改修が必要になると思われる。

〔会長〕 標準システムにログインして記録を残し、それを確認するのは事業課長1人で行うのか。

〔事務局〕 1人で確認するのは問題があるため、事業課長と担当係長の2人で確認をしている。

〔会長〕 システムに携わる職員への啓発や、セキュリティ対策の啓発について、31ページ「従業者に対する教育・啓発」の中の新規派遣職員研修会で、新しく構成団体から来た職員に研修を行うことは必要だと思うが、システムに携わる職員全員に対して、1年に1回など定期的に研修を行うことも必要だと思われる。そのような研修会については、どのように考えているのか。

〔事務局〕 在籍している職員についても、定期的に研修を行っていきたいと思う。

〔会長〕 新しい情報を共有するためにも、定期的に研修をやった方が良いと思う。

〔会長〕 30ページのリスク3がよく分からない。「特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」の「消去手順」が「定めていない」となっているが、消去しないということなのか。リスクへの対策が十分なのか、そうではないのかよく分からぬ。これでは設問とそれに対する答えが合っていない気がする。

〔事務局〕 必要でないデータについては消去していくが、必要なデータは残すものとして記載しているため、そのような表現となっている。

〔会長〕 リスク3の質問項目については、標準様式というか全国同じということなのか。何か記載しないといけないということか。

24ページのユーザ認証管理の具体的な管理方法の中で、ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすること、これは大事なことだと思うが、そこに徹底しているとあるが、どんなところで徹底しているといっているのか。具体的に記載した方が良いのではないか。例えば、研修会や週1回の申し合わせの時にやるなど。徹底する方法を少し記載した方が良い。

〔事務局〕 徹底の方法を具体的に記載していきたい。定期的に周知を行う旨の記載をしたい。

〔会長〕 徹底的にやった方が良い。

〔委員〕 先ほど会長から質問があった30ページの「高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため恒久的に保管する必要がある」とあるが、高齢者の医療の確

保に関する法律はどのような表現になっているのか。地方自治法の債権の時効との関係はどうなっているのか気になった。

〔事務局〕高齢者の医療の確保に関する法律には、減額更正の期間については明記されていない。国より取り扱いの指針が示されたものである。

〔会長〕本日委員の方からいただいたご意見等を踏まえ、必要に応じて評価書の修正等をやっていきたい。評価書の修正については、私と事務局で意見交換させていただくことで、会長である私にご一任いただきたい。事務局においては、委員の方からのご意見を最大限に尊重して、評価書に反映していくようお願いしたい。

〔事務局〕修正等について確認させていただくと、24ページの「離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している」とあるが、それについては具体的な徹底の方法などについて付け加えたい。26ページの委託先が情報漏洩等で違反をした場合の損害賠償について、契約書に記載しているので、改めて付け加えたい。30ページの高確法により恒久的に保管すると記載しているが、質問と対策がうまくかみ合ってないので分かりやすい表現に改めたい。31ページのその他のリスク対策について、職員の啓発、研修については新任時以外にも必要に応じて定期的に実施していくということで付け加えたい。